

川崎市住宅供給公社工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

平成27年2月26日

最終改正 令和8年8月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市住宅供給公社契約規程（平成23年規定第3号）第17条の規定に基づき、工事及び製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約等)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として川崎市から受託して発注する工事（川崎市住宅供給公社工事請負契約に係る低入札価格調査要綱に該当する工事を除く。）の請負契約とする。

2 最低制限価格設定案件の当否については、次の各号のとおり定めるものとする。

(1) 一般競争入札 川崎市住宅供給公社ホームページの「入札・契約情報ページ」（以下「入札・契約情報ページ」という。）の入札公告ページにおいて公告する。

(2) 指名競争入札 指名通知書に記載する。

3 最低制限価格の設定額については、入札・契約情報ページの入札結果ページ等で公表するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の10分の8から100分の95の範囲内で設定するものとする。

(1) 「直接工事費の額に100分の100を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額」、「現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額」の合計額を工事価格で除した割合（以下「算出基礎割合」という。）を算出し、当該算出基礎割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の割合を乗じて得た額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、算出基礎割合が100分の95を超える場合にあっては、当該算出基礎割合を100分の95とし、算出基礎割合が10分の8に満たない場合にあっては、当該算出基礎割合を10分の8とする。

(2) 工事等の性質上、前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格の10分の8から100分の95の範囲内で適宜設定するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年９月１日から施行する。